

法律なんでも相談  
ビジネス法庫

民法(1)

## 時効に関するあれこれ

●弁護士 岡本 岳 (岡本岳法律事務所)

## 1. 時効とは(取得時効と消滅時効)

(1) 時効というのは、時が経過することで権利を取得したとか権利が消滅したとみなされる制度のことで、

(2) たとえば、あなたのご自分の文庫本を私の自宅の本棚に物置代わりに置き、私もそのことを全く気付かずに自分のものと思いこみ、それから10年経過して、あなたが私に本を返せと迫っても、私が「いや、あれは僕の本だよ。仮に君の本だということが真実だったとしても、時効で僕の物になるよ」と言えば、その本の所有権は私にあるとみなされてしまいます。それが取得時効です。

(3) また、たとえば、私があなたに金10万円を1ヶ月後に返すという約束で貸したのに、1ヶ月が経っても何も連絡がなく、その後、この貸し借りが話題にのぼることもなく、お互い気まずい雰囲気のまま、1ヶ月の期限が経過してから10年が経ち、私が意を決してあなたに金10万円を返せと言ったところ、あなたはブツブツ言っただけでお金を返さず、たまりかねて私が裁判を起こしとしても、あなたが私の権利は時効により消滅したと言うと、私は裁判に負けてしまいます。私の貸金返還請求権が消滅する、それが消滅時効です。

(4) 時効という制度がなぜあるかという、いくつか理由はありますが、さしあたり大きな理由としては、長年継続した事実状態の尊重に重きをおいて定められたとお考え下さい。

## 2. 時効期間について

(1) 先程の説明は、取得時効が10年であること、消滅時効が10年であることの一つの説明となります。しかし、全ての権利の時効期間がそうかという、そうではないのです。

たとえば、先程の取得時効のケースで、私の文庫本スペースにあなたが希少価値の高い学術本を置き忘れ、私がこれ幸いに自分のものとして使っていたとすると、私が所有権を取得するまでには20年間が必要となります。

また、消滅時効についてみても、例えば、あなたの会社が友人の経営する会社から頼まれて金10万円を1ヶ月後返済期限の約束で貸し、友人の会社からその後何の連絡もなく、あなたも「権利の消滅時効は10年だから大丈夫」と思って放っておき、返済期限経過から8年後にあなたが時効を心配して友人に、「僕の会社から君の会社に貸した10万円を返してくれ」と言ったとしても、もしその友人が「いや、君の会社の権利は時効でなくなったよ」と言えば(裁判を起こされて法廷で消滅時効の主張をすれば)、あなたの会社の金10万円の貸金債権は回収不能となります(私は、あなたと友人との関係を壊そうとして焚き付けているのでは決してありません)。

これは、極めてアバウトな説明となりますが、商行為によって生じた債権(例えば会社間取引により生じた貸金の返還請求権)の消滅時効は5年間と法律で定められているからです。

ですから、権利の種類などによって時効完成に必要なとされる期間は異なってくるので、権利があるといって安心することは大変危険なのです。取引においては、とくに消滅時効に気を遣う必要がありますね。

(2) 取引により生じた債権の消滅時効期間について具体例を以下に列挙しますので、ご参考になさってください。

期間	具体例
1年	大工の手間賃、芸能人の出演料、運送賃、ホテルや旅館の宿泊費、料理店の飲食料、ビデオやDVDなどのレンタル料など
2年	生産者や卸・小売商人の商品販売代金、学校の授業料や塾の月謝、弁護士や公証人の報酬
3年	医者の治療代や薬剤師の調剤代、建築工事の請負代金
5年	家賃、地代、先程説明した商事債権(例えば会社の取引により生じた権利)
10年	一般の債権、例えば、個人間の金銭の貸し借りにより生じた貸金返還債権

(3)不法行為により生じた債権の消滅時効期間は3年

例えば、交通事故により生じた損害賠償請求権や、従業員の金銭使い込みにより生じた雇い主の従業員に対する損害賠償請求権などがありますが、こうした不法行為により生じた損害賠償請求権は3年で消滅時効にかかります。

もっとも、これは加害者と損害の両方を知った時からとされていますので、当初は加害者が誰か分からず、調査の結果、事件や事故から3年経過後に加害者が判明した、といった場合にはその判明時から3年の消滅時効期間が進行することになります。

それでも、事件や事故の時から20年が経過してしまうと、その後に加害者や損害が判明しても、権利行使することはできなくなります（法律専門用語で除斥期間といえます）。

### 3. 時効の中断

では、時効期間が進行してあと数週間で消滅時効となってしまうとき、これを防ぐにはどうしたらよいでしょうか。

相手方が「私の債務をすぐに返すことはできないので分割払いにしてもらえませんか?」と言ってきたら、相手方が債務を承認したことになり、その時点で時効は中断し、その時点から消滅時効が改めて進行することになります。相手方の言葉を書面にしてもらおうと（証拠化する）、言った言わないの争いもなくなります。

相手が何もしてこなければ、権利を主張する側からアクションを起こさないとはいけません。そのアクションとして、裁判手続（調停申立、訴訟提起、仮差押の申立など）を行うことが必要となります。裁判以外での請求行為をした場合でも、それから6ヶ月内に裁判手続を起こさないとはいけません。裁判外での請求行為は1回しか認められませんので、一旦請求行為を行い、「あと1日で6ヶ月」というときに再度請求行為を行ったとしても、時効は中断しません。

### 4. 消滅時効完成後の債務の承認

さて、先程の会社間の貸し借りのケースに戻りますが、あなたの会社が、友人の会社にお金を貸してから7年が経過した頃に、あなたから「7年前に貸した10万円は

どうするつもり?」と切り出し、友人が「あっ、ゴメンゴメン。今月25日に返すよ。このレポート用紙にそのことを書いて渡しとくね」と言って返還約束を書いた紙をあなたに渡してくれたら、どうなるのでしょうか。お金を貸してから5年（商事債権の消滅時効は5年）が経過していますので、友人が返すと言ってくれたとしても権利はなくなってしまうのでしょうか。

この場合は、時効完成後の債務の承認と言われており、債務承認の事実があったときには消滅時効を主張することはできず、そのときから改めて時効期間が進行することになるのです。

### 5. 最後に

「時効に関するあれこれ」、いかがでしたでしょうか。一言で時効といっても、そこには幾多もの論点や制度があり、また、長年の議論や裁判例により確立された解釈もあり、それをここで全て述べることもできませんので、弁護士が民事・商事に関して相談を受けたときに時効に関してまずは注意する点について概略説明とさせて頂きました。他にも、行政との関係では租税債権は何年で消滅するかといった論点、刑事との関係でも新聞でも「公訴時効成立」といったことが話題になるように、時効が関わってきます。

この国（おそらくどの国でもそうでしょうが）で、生活していく上で法律はあらゆる形で関わってきますが、特に時効は権利の消滅や取得といった大きな影響を及ぼすものになりますので、「どこぞの弁護士が時効について何か書いていたなあ・・・」という程度でもいいですから、ときには時効のことを思い出して頂けると幸いです。